
座間市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

【概要版】



令和7年3月
座間市

計画の背景と趣旨

(1) 座間市のこれまでの取組

本市では、令和2年3月に「すべての人で支え合い、笑顔で子育て・子育てできるまちを目指して」を基本理念とした、「第2期座間市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～6年度）を策定し、本市に暮らす子どもたちの健やかな成長と、笑顔で安心して子育てできる環境を目指し、子ども・子育てに関する包括的な支援に努めてきました。

(2) 子ども・若者・子育てを取り巻く国の動向

時期	法律・制度等	内容
令和4年	こども基本法の成立・公布	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立
	児童福祉法等の一部改正	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の市町村における設置の努力義務化をはじめ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うもの
令和5年	こども家庭庁の発足	「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する機関として、令和5年4月1日発足
	こども大綱の閣議決定	こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもので、令和5年12月22日閣議決定
	こども未来戦略の閣議決定	「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」、これらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して国が策定したもので、令和5年12月22日閣議決定
令和6年	こどもまんなか実行計画2024の策定	こども大綱に基づき、令和6年5月にこども政策推進会議が取りまとめた計画であり、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策に関する全体像を示したもの
	子ども・子育て支援法等の一部改正	すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策（乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設、産後ケア事業の提供体制の整備）をはじめ、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するために必要な措置を講じるもの

(3) 計画の趣旨

市町村には、こども基本法第10条において、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を策定するよう、努力義務が課せられています。

本市では、「第2期座間市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、その進捗状況や市民のニーズ等を踏まえつつ、国の方向性を反映した「座間市こども計画」を策定します。

計画の位置付け

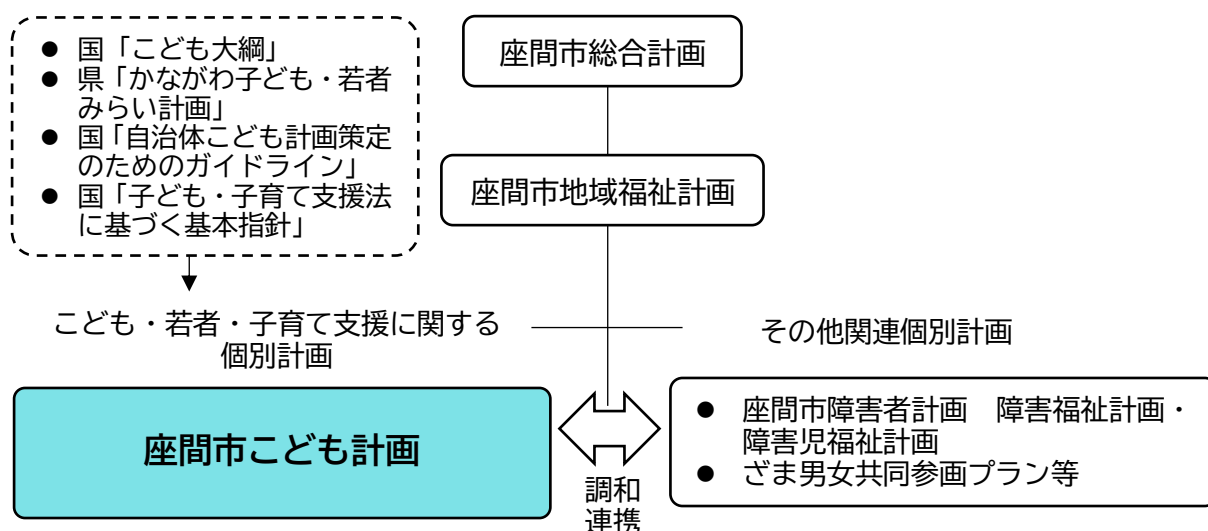
こども基本法に基づく「市町村こども計画」については、「他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」と規定されており、本市では、「市町村こども計画」を含め、五種類の法律に基づく各計画を一体的に策定します。



◆一体的に策定する各計画の概要

計画	根拠	概要
市町村こども計画	こども基本法第10条	こども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送る社会の実現を目指し、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を一元的に定める計画
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とする計画
次世代育成支援市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目指し、次世代育成支援対策の目標、支援の内容及び実施時期などを定める計画
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	こども、若者の健やかな成長と自立を目指し、こども・若者育成支援施策を定める計画
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他の権利利害を害されたり、社会から孤立したりすることがないように、こどもの貧困の解消に向けた対策を定める計画

◆計画の位置付け



計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間を計画期間とします。

基本理念

本計画の基本理念については、国の目指す方向性（こどもまんなか社会※）や理念、市の上位計画の理念等との調和を図りつつ、一貫性のあるこども・子育て支援の方向性を示すため、『全てのこども・若者が安心して輝くことができるまちを目指して』を基本理念とします。

この基本理念は、本市に暮らすこども・若者が、自らの個性を発揮・尊重できるよう、自身の時機で、自身の自由に選択でき、その選択を市全体で支援・後押しするものであり、今後もこの基本理念に基づき、こどもたちの健やかな成長と、笑顔で安心して子育てできる環境を目指し、こども・子育てに関する包括的な支援を図ります。

基本理念

全てのこども・若者が安心して輝くことができるまちを目指して

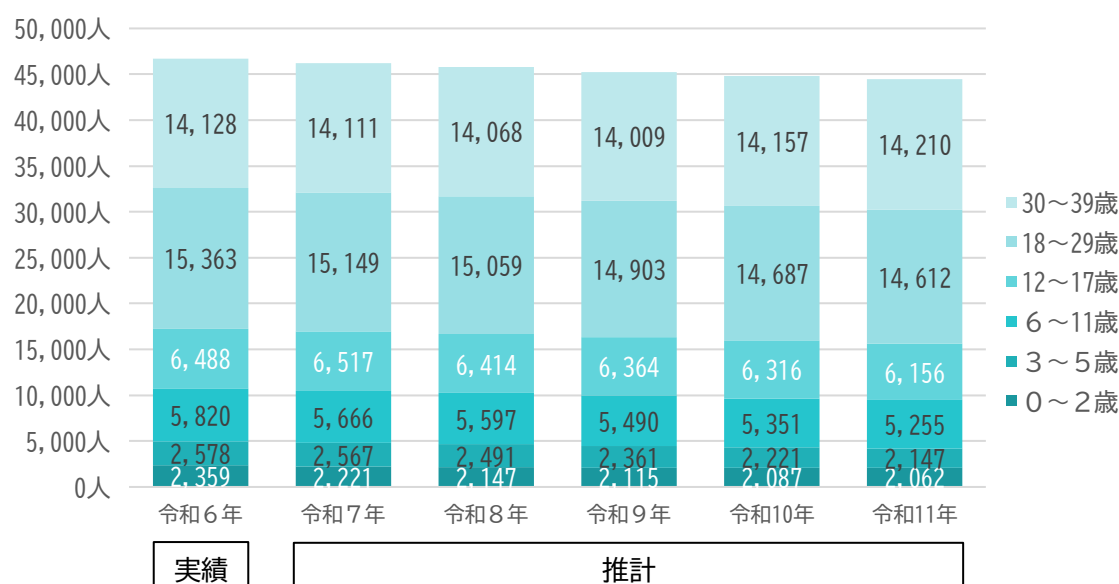
※こどもまんなか社会（こども大綱より抜粋）

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

計画期間の推計人口

計画期間における人口（各個別計画の施策対象である0歳から39歳まで）は、国勢調査結果をベースとした人口に基づき、コーホート要因法※により推計を行いました。



※コーホート要因法

各コーホートの「自然増減（出生及び死亡）」及び「純移動転出入」という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。なお、0歳人口は、過去5年の15～49歳女性の出生率に基づき推計します。

施策の体系

基本理念の実現に向けて、六つの基本目標を設定し、各目標に沿った施策を実施します。

基本目標	施策（ <u>下線部</u> は、新規掲載施策）
目標1 安心して子育てするための支援の充実	幼児教育・保育の充実（待機児童の解消） → 【数値目標はP 7、8】 待機児童の解消に向けたサービス提供基盤の確保とニーズに対応した多様な保育サービスの充実に努めるほか、子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設や預かり保育などを利用することの保護者の負担軽減のための給付）の円滑な実施に努めます。 地域子ども・子育て支援事業の充実 → 【数値目標はP 8～11】 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が地域の実情に合わせて実施する事業であり、本市では15事業を実施します。 子育て支援に関する相談・情報提供の充実と支援のネットワークづくり 妊娠期から子育て期までの専門相談窓口である「ネウボラざまりん」について、さらにその機能を強化するかたちで「こども家庭センター」を設置することをはじめ、子育てに関する情報提供と相談支援の充実を図ります。 また、市内等で子育て支援に関わる活動をしているグループへの活動場所の提供や広報活動等の支援のほか、多世代交流や保護者のネットワークづくりを支援するとともに、保育に関わるボランティアの育成に努めます。 外国につながる幼児への支援・配慮 外国人等の在住状況や出身地等を踏まえつつ、安心して出産や子育てができるよう支援を行います。 仕事と子育ての両立支援の啓発 性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる社会づくりのための取組を推進します。また、子育て家庭の就労支援や、男性の子育て参加を促進するなど、男女が共に協力して仕事と子育てを分担しながら多様な生き方や働き方を選択できるよう、意識改革を働きかけます。
目標2 安心してこどもを産み、親子が健やかに育つための支援の充実	妊娠・出産への支援 妊娠・出産に関する正しい知識や、乳幼児の成長、健康管理等について学ぶ機会の充実を図ります。 また、支援を必要とする家庭を把握し、継続支援、伴走型支援を図るほか、健康診査や産後ケア事業を通じて、妊産婦の健康管理やうつ予防を支援します。 こどもや母親の健康の確保 乳幼児健康診査や育児教室、育児相談等を通じて、成長の確認や疾病の早期発見とともに、成長の段階に応じた問題や心配に対して、知識の普及や不安の軽減に努めます。また、育児に関する電話相談や訪問指導等、保健師等の専門職による個々の家庭の状況を踏まえた育児支援を継続的にを行います。 情報提供・相談支援を含めた包括的な支援の充実 「ネウボラざまりん」について、今後はこども家庭センターとしての機能強化とともに、関係機関等と連携を図りつつ、妊産婦や子育て世帯、ヤングケアラーなど困難な状況を抱えるこどもを含め、情報提供・相談支援を含めた包括的な支援の充実に努めます。また、妊婦等への伴走型の相談支援を図るほか、発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対する包括的な支援を図ります。

基本目標	施策（下線部は、新規掲載施策）
目標3 こどもが心豊かに学び育つ教育環境づくりの推進	● 家庭や地域の教育力の向上 家庭や地域の教育力の向上のために、家庭教育に関する情報提供や子育て家庭同士の交流を支援する取組を推進するとともに、ジュニア・リーダーの養成のほか、青少年活動や関係団体による取組を支援します。 また、こどもの健全育成に向けて、様々な体験活動やスポーツ、読書、環境など幅広い教育の機会を提供します。 ● こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 令和5年4月に策定した「第3期座間市教育大綱」に基づき、学校、家庭、地域、行政など、社会全体が連携して、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育み、座間のこどもたち（ざまっ子）一人ひとりが個性を生かしてより良く生きることができるよう「人づくり」に努めます。 また、情報化・グローバル化社会に対応し、学校における情報教育、外国語教育、国際理解教育を充実し、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を高めます。 ● 心と体を育む食育の推進 令和6年4月に策定した「第3次座間市健康なまちづくりプラン・第4次食育推進計画」に基づき、こども一人ひとりに合った望ましい食生活、食習慣を身につけられるよう、家庭や地域と連携しながら、各保育所や小学校、中学校における食育を推進します。 ● 放課後児童対策パッケージ等に基づく取組の推進 核家族化の進行や共働き家庭の増加等、こどもたちを取り巻く環境の変化に伴い、放課後等のこどもの居場所づくりが求められていることから、今後も放課後児童健全育成事業（児童ホーム）を推進します。 また、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、本市では放課後子ども教室の市内全11校の開設が完了しており、今後は国による「放課後児童対策パッケージ」に基づき、庁内連携のもとで児童ホームと放課後子ども教室の連携を強化します。 さらに、児童館を含めて、放課後や休日のこどもの居場所づくりに努めます。
目標4 こども・子育てに安全で安心な地域づくりの推進	● 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備 こどもたちが安全・安心に利用できる公園等の整備や設備の維持管理に努めます。 ● こどもの交通安全を確保するための活動の推進 こどもたちの交通安全意識の向上を図るため、小学校における交通安全教室の開催や自転車の安全な乗り方、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制の指導を行うとともに、通学路への学童交通安全指導員の配置など、こどもの交通安全指導等に努めます。 ● こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 こどもたちが安心して外出できるように、防犯灯等の整備の推進、防犯に関する普及啓発活動の実施等により、こどもたちが犯罪被害に遭わずに安心して外出できる地域社会の形成を推進します。

基本目標

施策（下線部は、新規掲載施策）

目標5

要配慮・要保護の
児童や家庭への
支援の充実

● こども・若者の権利に関する啓発

広く市民に対して、こども基本法やこどもの権利条約等の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供とともに、こどもが権利の主体であることの啓発を図ります。また、学校教育等において、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

● 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会における関係機関（母子保健・保育所・幼稚園・学校・医療機関・警察等）のネットワークを活用しつつ、児童虐待の防止のための適切な対応に努めます。また、児童虐待防止の普及啓発に努めるとともに、こども家庭センターの取組を通じて、要支援・要保護児童や家庭を早期に発見し、関係者及び関係機関との連携による早期対応と継続的な支援を図ります。

● ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各種手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

● 障がい児施策の充実

令和6年3月に策定した「座間市障害者計画 第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」に基づき、障がい児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するほか、医療的ケア児等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

目標6

こども・若者の未
来を応援する支
援の充実

● 教育の支援

就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子育て世帯の教育の支援の充実に努めます。

● 生活の支援

包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援（住居の確保や生活援助、相談支援、情報提供、その他の生活に関する支援）の充実に努めます。

● 保護者に対する就労の支援

給付金の支給や必要な情報提供、相談支援等、就労支援の充実に努めます。

● 経済的支援

各種の助成や手当等の支給、費用の減免等、様々な法制度に基づく支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促進します。

● 新生活への支援

人生における様々なライフイベントが重なる時期である青年期等の若者に対して、結婚などの新生活に向けた支援を行います。

● こども・若者の意見の施策への反映

こどもや若者が気持ちや意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組むとともに、広く市民に対して、こども・若者の意見を表明する権利や受け止める体制の構築の必要性について周知啓発を図ります。また、こども・若者に関する施策の検討にあたっては、こどもの心情に十分配慮し、こどもへの丁寧な説明を行った上、アンケート調査等で意見聴取を図り、施策への反映に努めます。



幼児教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼児教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園等）について、保護者へのニーズ調査結果や利用実績等に基づき、次のとおり量の見込み（需要量）とその確保方策（供給量と実施時期）を設定します。

1号認定（こどもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、認定こども園及び幼稚園を希望）

- 1号認定については、既存の幼稚園や認定こども園の定員の中で、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績 令和6年度	計画 令和11年度
①量の見込み（利用定員総数/人）		1,230人	929人
②確保量	認定こども園	0人	330人
	幼稚園	663人	544人
	確認を受けない幼稚園※	1,155人	394人

※「確認を受けない幼稚園」＝私学助成により運営する幼稚園

2号認定（こどもが3歳以上の共働き家庭等で、幼稚園（及び預かり保育）又は保育所等を希望）

- 2号認定（幼稚園希望）については、既存の幼稚園や認定こども園の定員の中で、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。
- 2号認定（保育所等希望）については、既存の保育所や認定こども園、企業主導型保育施設の定員枠の中で、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績 令和6年度	計画 令和11年度
①量の見込み（利用定員総数/人）	幼稚園希望	290人	234人
	保育所等希望	1,105人	1,033人
②確保量	幼稚園及び預かり保育	432人	362人
	保育所	1,148人	1,162人
	認定こども園	0人	70人
	企業主導型保育施設（地域枠）	6人	0人

3号認定（こどもが0～2歳の共働き家庭等で、保育所等を希望）

【0歳】

- 3号認定の0歳については、既存の保育所や小規模保育事業の定員増により、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績 令和6年度	計画 令和11年度
①量の見込み（利用定員総数/人）		140人	164人
②確保量	保育所	166人	153人
	小規模保育事業	17人	20人
	家庭的保育事業	2人	1人
	認可外保育施設（企業主導型保育施設）	21人	6人

【1歳】

- 3号認定の1歳については、既存の保育所や小規模保育事業の定員増とともに、小規模保育事業の新設を検討し、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績 令和6年度	計画 令和11年度
①量の見込み（利用定員総数/人）		388人	374人
②確保量	保育所	237人	321人
	小規模保育事業	28人	40人
	家庭的保育事業	4人	6人
	認可外保育施設（企業主導型保育施設）	32人	8人

【2歳】

- 3号認定の2歳については、既存の保育所や小規模保育事業の定員増とともに、小規模保育事業の新設を検討し、必要な利用定員総数の受け入れを図ります。

区分		実績	計画
		令和6年度	令和11年度
①量の見込み（利用定員総数/人）		411人	370人
②確保量	保育所	292人	353人
	小規模保育事業	31人	43人
	家庭的保育事業	4人	4人
	認可外保育施設（企業主導型保育施設）	34人	8人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、保護者へのニーズ調査結果や利用実績等に基づき、次のとおり量の見込み（需要量）とその確保方策（供給量と実施時期）を設定します。

1 利用者支援事業（こども家庭センター等での相談・情報提供等）

- 今後も市内5か所を維持し、事業を実施します。
- こども家庭センターを中核として、関係機関と相互に連携を図りながら、利用者支援の充実に努めます。

区分		実績	計画
		令和6年度	令和11年度
①量の見込み（実施か所数/か所）		5か所	5か所
②確保量	基本型	3か所	3か所
	特定型（保育コンシェルジュ）	1か所	1か所
	こども家庭センター型（旧母子保健型）	1か所	1か所

2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

- 今後も市内3か所を維持し、事業を実施します。
- 各センター相互の連携を図りながら、子育てに関する情報提供の充実とともに、親子や保護者同士、こども同士の交流の促進を図ります。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用/人）		32,457人	37,209人
②確保量	実施か所数	3か所	3か所
	年間延利用	32,457人	37,209人

3 妊婦健康診査事業

- 県の産科婦人科医会が委託している医療機関等に委託し、国の示す「標準的な審査項目」に従う検査を実施し、妊婦と胎児の健康管理に努めます。
- 14回分（多胎妊婦の場合は19回）の妊婦健康診査費用補助券（補助券）を母子健康手帳と同時に交付し、受診勧奨を図ります。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み	年間実利用/人	740人	660人
	年間延利用/人	8,689人	7,931人
②確保量	年間実利用	740人	660人
	年間延利用	8,689人	7,931人

4 乳児家庭全戸訪問事業

- 乳児のいる全家庭訪問を目指すほか、育児に不安を持つ産婦が増えてきていることから、こども家庭センターと関係機関との連携強化により、要支援・要保護児童及び家庭の早期把握とともに、養育支援訪問事業等による早期支援に努めます。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み（年間訪問乳児数/人）		714人	643人
②確保量	訪問率※	93.0%	100.0%
	年間訪問乳児数	714人	643人

※訪問率の実績は、国勢調査ベースの人口（768人）に対する年間訪問乳児数の比率

5 養育支援訪問事業（支援が特に必要な家庭への訪問）

- 乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や各種の母子保健事業を通じて、かつ、こども家庭センターと関係機関との連携強化により、養育支援を必要とする家庭の的確な把握に努めるとともに、継続的な支援を図ります。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み	年間実利用/人	1人	2人
	年間延利用/回	8回	48回
②確保量	年間延利用	120回	120回

6 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）

- ファミリー・サポート事業についての周知に努めるとともに、協力会員を増やすための積極的な広報や、協力会員になるための講習会を実施し、協力会員確保のための機会を増やします。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用/人）		1,537人	1,379人
②確保量	実施か所数	1か所	1か所
	年間延利用	1,537人	1,379人

7 一時預かり事業

【幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とする一時預かり）】

- 幼稚園での一時預かり事業の実施を後押しします。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用/人）		60,990人	48,481人
	1号認定による不定期利用	57,351人	45,588人
	2号認定による定期利用	3,639人	2,893人
②確保量	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ及び私学助成による預かり保育等）	60,990人	48,481人

【幼稚園型以外】

- 市内の保育所で一時預かり事業を実施します。
- ファミリー・サポート事業と休日保育（トワイライトステイ）としても、未就学児童の一時預かりを実施します。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用/人）	一時預かり事業（幼稚園型以外）	3,853人	3,191人
	ファミリー・サポート事業（未就学児童）	3,327人	2,764人
	ファミリー・サポート事業（未就学児童）	213人	173人
	休日保育（トワイライトステイ）	313人	254人
②確保量	一時預かり事業（幼稚園型以外）	3,327人	2,764人
	ファミリー・サポート事業（未就学児童）	213人	173人
	休日保育（トワイライトステイ）	313人	254人

8 延長保育事業

- 市内の全ての認可保育所で本事業を実施します。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用／人）		20,257人	19,842人
②確保量	実施園数	27園	33園
	年間延利用	20,257人	19,842人

9 病児・病後児保育事業

- 仕事と子育ての両立を支援するため、病児保育1か所、病後児保育2か所の実施体制を維持し、事業を実施します。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用／人）		27人	28人
②確保量	病児保育	1か所	1か所
		720人	720人
	病後児保育	1か所	2か所
		720人	1,440人

10 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

- 共働き家庭の増加に伴い、需要が拡大しており、今後も必要な学区への整備等により、需要に対する供給体制の確保を図ります。

区分		実績	計画
		令和6年度	令和11年度
①量の見込み（年間実利用／人）	1年生	961人	1,027人
	2年生	357人	324人
	3年生	277人	333人
	4年生	221人	236人
	5年生	63人	82人
	6年生	34人	37人
	6年生	9人	15人
②確保量	年間実利用	990人	1,054人
	実施か所数	21か所	23か所

11 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 対象児童を適切に把握した上で、必要な給付を実施します。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み（年間延支給児童数／人）		1,843人	1,271人
②確保量	年間支給児童数	1,843人	1,271人

12 妊婦等包括相談支援事業（面談等を通じて伴走型相談支援を実施）【新規※】

- 保健師や助産師等による実施体制を確保します。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、量の見込みの掲載は今回の計画からとなります。

区分		実績	計画
		令和5年度	令和11年度
①量の見込み	年間妊娠届出数／人	740人	660人
	一人当たり面談回数／回		3回
	年間面談実施合計回数／回		1,980回
	年間面談実施合計回数／回		1,980回

13 産後ケア事業（出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等）【新規※】

- 医療機関や助産師等に委託し、宿泊型（対象者が医療機関等に宿泊して実施）、通所型（対象者が医療機関等に日帰りで実施）、訪問型（助産師等が対象者の自宅を訪問して実施）の三種類を実施します。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、量の見込みの掲載は今回の計画からとなります。

区分			実績 令和5年度	計画 令和11年度
①量の見込み	年間延利用／人	宿泊型	-	38人
		通所型	391人	539人
		訪問型	66人	194人
②確保量	年間延利用／人		457人	771人

14 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。
- 令和8年度からの事業実施に向けて、他市の試行的事業の状況を勘案しつつ、必要な定員の受け入れを行えるよう、実施体制の確保を進めていきます。

区分		実績 令和5年度	計画 令和11年度
①量の見込み (必要定員数／人)	0歳		28人
	1歳		17人
	2歳		18人
	合計		63人
②確保量	0歳		28人
	1歳		17人
	2歳		18人
	合計		63人

15 子育て世帯訪問支援事業（支援が特に必要な家庭への訪問による家事支援）【新規】

- 対象世帯への家事支援や養育支援等を行う訪問支援員を確保し、本事業を実施します。

区分		実績 令和5年度	計画 令和11年度
①量の見込み (年間延支給児童数／人)			1人
②確保量	年間支給児童数		1人

座間市こども計画 (令和7年度～令和11年度) 【概要版】

令和7年3月
〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市こども未来部こども家庭課